

2019年4月労働基準法改正のポイント

2019年4月から、労働基準法の一部が改正されました。衛生管理者試験にかかわる主な改正点は、以下の通りです。

①時間外労働の上限規制

時間外労働時間の上限が原則、月45時間、年間360時間と法律で規定されました。

- (改正前) ・ 時間外労働の上限は、限度基準告示に基づく（罰則なし）。
・ 特別条項を設けることで、上限なしの時間外労働が可能に。
- (改正後) ・ 時間外労働の上限が、法律により規定される（罰則付き）。
・ 臨時的な特別な事情がある場合は、単月100時間、年間720時間まで。
・ 時間外労働45時間を超えることが許されるのは6か月が限度。
・ 複数月の平均を80時間以内に抑えなければならない。



【試験によく出るポイント】

医師による面接指導の対象となる、長時間労働者の要件

週40時間を超える労働が1月あたり80時間（×改正前は100時間）を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者。

- ・ 使用者は、月の時間外労働時間が80時間を超えた労働者にその事実を知らせる。
- ・ 労働者が申し出た場合、面接指導が行われる。

②年5日の年次有給休暇の確実な取得の義務付け

年次有給休暇が10日以上付与される労働者を対象に、年5日、年次休暇を労働者に取得させることが義務付けられました。

- (改正前) ・ 年次有給休暇を取得させる義務はなし。
(改正後) ・ 年次有給休暇を取得させる義務有り（罰則付き）。



③フレックスタイム制の清算期間の延長

フレックスタイム制の清算期間の上限が1か月から3か月に延長されました。

- (改正前) ・ 清算期間が1か月のため、労働時間の超過月は割増賃金が支払われるが、労働時間の短い月は欠勤扱いとなってしまう、賃金が控除されていた。
(改正後) ・ 清算期間が3か月に延び、月をまたいだ労働時間の調整が可能に。

法改正情報

2019年4月の法改正に関して、『1回で受かる！ 出るとこだけ!!第1種・第2種 衛生管理者試験 テキスト』の内容にかかわる箇所は、以下の通りです。

ページ	項目と該当箇所		変更前	変更内容
190	時間外労働の制限	5～6行目	(労基法36条 1項)	(労基法36条 6項1号)
206	衛生委員会の開催等	2行目～	事業者は委員会での重要な議事の記録を作成し、3年間保存しなければならない。	事業者は委員会の開催の都度、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。 ・委員会の意見およびその意見を踏まえて講じた措置の内容 ・上記のほか、委員会における議事で重要なもの
214	医師による面接指導	5～6行目	医師による面接指導の対象となる労働者の要件は	医師による面接指導の対象となる労働者(研究開発業務者を除く)の要件は
	〃	赤枠内 2～3行目	1か月当たり100時間を超えること	1か月当たり80時間を超えること
215	過去問チェック!	出題年	平成25年上半年・問24	平成25年上半年・問24 改題
	〃	問題 1行目	該当する労働者に対して	該当する労働者(研究開発業務者を除く)に対して
	〃	選択肢(1) 2～3行目	1月当たり100時間を超え	1月当たり80時間を超え
219	フレックスタイム制	7～8行目	なお、この労使協定は、労働基準監督署長に届け出る必要はない。	なお、清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制を定める労使協定は、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない。
	〃	表内②	清算期間	清算期間(3か月以内の期間に限る)
221	過去問チェック!	解説 選択肢(4)	1か月以内の期間に限られている。	3か月以内の期間に限られている。